

令和5年9月

お客さま各位

## インボイス制度における当金庫の対応について

平素より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

消費税にかかる新たな仕入税額控除方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が令和5年10月1日から開始されますので、当金庫の登録番号およびインボイス対応の概要をお知らせいたします。

### 1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

登録年月日	令和5年10月1日
登録番号	T8210005008431
名称	小浜信用金庫
本店又は主たる事務所の所在地	福井県小浜市大手町9番20号

### 2. 当金庫のインボイス対応の概要について

- 営業店窓口でお支払いいただいた手数料  
営業店窓口で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」「振込金受取書」もしくは「インボイス管理票(※手数料取引等が記載された帳票)」等を発行いたします。
- 営業店窓口以外(口座振替等)でお支払いいただいた手数料  
口座振替等でお支払いいただいた各種手数料については、お申し出いただければ「インボイス管理票」をお渡しいたします。
- ATMでのお取引に関する手数料  
ATMでのお取引については、インボイスの交付義務が免除される「自動販売機特例の対象」となりますので、インボイスは発行いたしません。  
(お客さまがATMで発行される「お取扱明細票、ご利用明細」等を保存することで消費税仕入控除を受けることが可能となります。)

### 3. その他

当金庫のインボイス対応の詳細については、各営業店窓口にてお問合せください。